

熊本県地域クラブサポーターバンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域連携や地域移行の推進に向け、地域クラブ活動の指導者を市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村教委等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「熊本県地域クラブサポーターバンク」（以下「サポーターバンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、サポーターバンクに登録した者を「サポーター」という。

(登録の要件)

第3条 サポーターは、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導等が可能な者で、次の(1)～(3)の条件の全てを満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条^{*1}及び学校教育法第9条^{*2}の欠格条項に該当しないこと

(運用の方法)

第4条 サポーターバンクに登録を希望する者は、次のいずれかの方法により登録するものとする。

- (1) 熊本県教育委員会ホームページ内に設置する登録フォームへの入力
 - (2) 熊本県教育委員会ホームページから登録用紙をダウンロードし、メール、郵送又はFAXによる提出
- 2 熊本県教育委員会は、登録内容を確認の上、サポーターバンクへ登録する。その際、登録した旨をサポーターへ連絡する。
 - 3 熊本県教育委員会は、市町村教委等からの照会を受けた際は、サポーターの情報を提供する。
 - 4 市町村教委等は、サポーターの中から指導者等を任用する場合は、当該サポーターへ直接連絡し、報酬や交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行った上で面接等の選考方法によって決定する。
 - 5 市町村教委等は、サポーターの中から任用した場合や任用したサポーターが辞任した場合は、熊本県教育委員会へその旨を連絡する。
 - 6 熊本県教育委員会は、市町村教委等から任用や辞任について連絡を受けた際は、サポーターバンクの情報を更新する。
 - 7 サポーターは、登録事項に変更が生じたときは、速やかに熊本県教育委員会に連絡する。
 - 8 サポーターとして不適格と認められる行為があった者は、熊本県教育委員会は、登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 熊本県教育委員会は、サポーターの資質の向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

(事故)

第6条 指導等に伴い発生した事故及び損害については、熊本県教育委員会は責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第7条 登録した個人情報については、市町村教委等に情報提供する等、サポーターバンクに係る業務の円滑な遂行のために用い、熊本県教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、熊本県教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)12月22日から施行する。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

- 1 禁固以上の刑の処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者